

# か★が★や★ま

## 目次

- 男女共同参画クイズ ..... P1
- 男女共同参画クイズの答え ..... P2
- 女性のための相談ルーム26 ..... P3
- フレアス舞鶴の相談案内、4コマ漫画 ..... P4



## 男女共同参画クイズ!



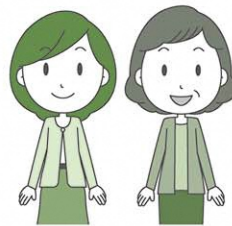
あなたは何問解けますか…?

**問題 1** 「働くことを希望する女性の職業生活における活躍を推進し、男女がともに豊かで活力ある社会を実現すること」を目的とした法律の略称はどれでしょうか?

- ① 女性活躍推進法
- ② 女性職業生活活躍推進法
- ③ 女性活躍社会推進法

**問題 2** 舞鶴市の審議会・委員会等における女性委員の割合は何%でしょうか?  
(平成29年4月1日現在)

- ① 19.3%
- ② 26.9%
- ③ 38.6%



**問題 3** スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した「男女格差を測る指数(GGI)」で、日本は144ヶ国中、何位でしょうか?(2017年)

- ① 40位
- ② 74位
- ③ 114位



**問題 4** 右のシンボルマーク「きらら」は、何を普及促進するためのマークでしょうか?

- ① 育児・介護
- ② ポジティブ・アクション
- ③ ワーク・ライフ・バランス



**問題 5** 職場におけるハラスメントは、次のうちどれでしょうか?

- ① 妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメント
- ② パワー・ハラスメント
- ③ セクシュアル・ハラスメント



**問題 6 A** 育児休業の取得率は、男女それぞれ何%でしょうか?(平成28年度)

- ① 3.16%
- ② 41.9%
- ③ 81.8%

**B** 介護・看護を理由とした離職・転職者数は何万人でしょうか?(平成23年10月~24年9月)

- ① 2万人
- ② 6万人
- ③ 10万人

※答えはP2をご覧ください

# 男女共同参画クイズの答え

## 問題

### 1

### 答え ①

正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といいます。

法律では、国・地方公共団体、企業に対して、  
①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、  
②①を踏まえた行動計画の策定、③情報の公表などを義務付けています。(労働者が300人以下の企業は努力義務)



女性活躍推進法に基づき認定マーク「えるぼし」▶

## 問題

### 2

### 答え ②

審議会等への女性の登用率(目標数値30%)は微増傾向にあります。

男女がともに暮らしやすい社会にしていいため、政策・方針決定の場に多様性に富んだ幅広い意見が反映されることが求められています。



## 問題

### 3

### 答え ③

GGI(ジェンダー・ギャップ指数)は、4分野のデータから構成され、GGI値が「1」に近づくほど平等であると評価されます。日本は、2016年に引き続き、依然として政治・経済分野の値が低い状況にあります。

分野	経済	教育	保健	政治
順位	114位	74位	1位	123位
GGI値	0.580	0.991	0.980	0.078

(The Global Gender Gap Report 2017から作成)

## 問題

### 4

### 答え ②

ポジティブ・アクションとは、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、

- 営業職に女性はほとんどいない
- 管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいいます。



## 問題

### 5

### 答え ①、②、③

労働者が働きやすい環境づくりに向けて、防止対策を講じることが重要です。

- ①職場において、妊娠、出産、育児・介護休業等を理由として、不利益な取扱いをすること。(労働者の意向確認は例外)
- ②同じ職場で働く人に対して、職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・肉体的苦痛を与える行為。
- ③職場等において、相手の意に反した性的な言動により不快感・不利益を与えること。

## 問題

### 6

### 答え

A 女性 ③・男性 ①  
 B ③

A 男女とも上昇傾向にありますが、依然として男性の取得率が低い状況にあります。

B 離職・転職者数の女性の割合が、約8割を占めています。

育児・介護を行う労働者の仕事と生活の両立が図られるよう、支援する「育児・介護休業制度」などの環境づくりが求められています。



# 女性のための 相談ルーム26

## ～ 今どきの夫の親との関係 ～ (夫の親との同居)



※この事例は架空のものです。

私は、結婚当初から夫の親と同居しています。

義母に家事は任せて仕事を続けられたことには感謝していましたが、子どもが生まれてからは子どもの世話をしてもらっていますが、私は伸び伸びと育てたいと思っているのに、義母は「立派な人になるには、子どもの頃からの教育が大切」と言います。

夫に相談しても「母に任せておけばいい」と言って話を聞いてくれないし、子育てにも協力してくれません。

義母と話し合いたいのですが、勇気もなく、最近はストレスで寝つきも悪く食欲もなくて、辛い毎が続いています。どうしたらいいのでしょうか？

### この様な悩みを聞いて、あなたならどう考えますか？

私も同居していて、同じ経験をしたことがあるの。今では、言いにくい事は夫が自分の意見として言ってくれるから、家族の話し合いも出来ているわ。

子どもの世話をしてもらっているんだから、すべて任せて「ありがとう」と言った方がいいと思うよ。

貴女の悩みはよく分かるわ。私も前は同じ状態だったけど、子どもが小さいうちだけの事で、明るいお母さんであることが大切よ。



例えば、  
こんなふうに  
してみてもいいよ



- ☆平日は、夫の親に家事・育児を任せて口を挟まない。
- ☆休日は、親子で過ごす。
- ☆家族のイベント(誕生日・クリスマス・お正月など)は、家族全員で楽しむ。
- ☆役割を決めて分担する。
- ☆住み分け※をする。



良好な関係を築くには、お互いに良いところを認め合い、適度な距離間を保つことも大切です。あなたも子どもが結婚すれば、義母になります。その時、この思いを心の片隅に持てたらいいですね。

※“住み分け”とは…例えば、三世同居の場合でも、祖父母世帯、父母と子の世帯が、生活空間や生活時間を分け、お互いを尊重し干渉を回避しながら共に暮らすこと。

女性相談では、相談者の身になって悩み事などをそのまま受け止めお聴きします。気がかりなことがあれば一人で抱え込まず、何でも気軽に相談してください。秘密は厳守します。(女性相談員)



女性相談の詳細についてはP4をご覧ください。

# フレアス舞鶴の相談事業

フレアス舞鶴(男女共同参画センター〈中総合会館5階〉)において、相談事業を実施しています。秘密は厳守しますので、気軽にご利用ください。

**相談無料**

## 女性相談

夫婦や子育てのこと、家庭内での暴力や介護のこと、職場や近所の人間関係など、暮らしの中でのいろいろな悩みや問題について、相談者の気持ちになってお聴きします。

**電話相談**

〈専用電話〉… ☎0773-65-0056  
 〈日 時〉… 月4回(第1~第4木曜日)  
 午前10時~午後4時  
 〈相談員〉… 女性相談員  
 (経験と学習を重ねた相談員)



**面接相談**

(要予約)

〈日 時〉… 月1回(第2水曜日)  
 午前11時~午後2時10分  
 1人50分  
 〈相談員〉… 龍田 英美子さん  
 (女性問題カウンセラー)



★託児の利用もできます。

予約時にお申し込みください。(お子様1人300円)

★相談日の2週間前から前日までに電話で市人権啓発推進室(☎0773-66-1022)まで申し込んでください。

カレンダー

□: 面接相談  
 ○: 電話相談

2018 2月 平成30年							2018 3月 平成30年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	①	2	3	25	26	27	28	①	2	3
4	5	6	7	⑧	9	10	4	5	6	7	⑧	9	10
11	12	13	⑭	⑮	16	17	11	12	13	⑭	⑮	16	17
18	19	20	21	⑳	23	24	18	19	20	21	㉒	23	24
25	26	27	28	1	2	3	25	26	27	28	29	30	31

※4月以降は「広報まいづる」をご覧ください。



3月10日とされたのは、農作業が比較的少なく社会生活においても女性が学習や話し合いを共にする条件が整っていることに加え、農山漁村女性の3つの能力(知恵、技、経験)をトータル(10)に発揮してほしいという願いも込められています。

女性たちが果たしている役割を正しく認識するとともに、能力を発揮するための環境づくりや固定的な性別役割分担意識の解消などを目指しましょう。

作:人権啓発推進室 画:たにりさ

### 〈お知らせ〉

男女共同参画情報紙「かがやき」は内容の充実を図ったうえで、次号から「広報まいづる」への掲載(不定期)となります。

あなたの声をお聞かせください!

- ◎男女共同参画に関するお知らせや取り組みなど、皆さんの情報提供をお待ちしています!
- ◎フレアス舞鶴やこの情報紙に関するご意見、ご感想、お問い合わせは下記まで。
- ◎この情報紙の配架先を募集しております。詳しくは下記までご連絡ください。

編集発行 舞鶴市市民文化環境部人権啓発推進室啓発推進課男女共同参画係  
 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 TEL.0773-66-1022 FAX.0773-62-9891